

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
施行令の一部改正)

第十一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関
する法律施行令(平成十一年政令第二百一十号)
の一部を次のように改正する。

第一条第二項第八号中「鉱工業技術研究組合」
を「技術研究組合」に改める。

第五号中「産業活力再生特別措置法」を「産
業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別
措置法」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令
の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「鉱工業技術
研究組合」を「技術研究組合」に改める。

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行
令(平成十六年政令第八十二号)第一条第
二項第八号

二 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に
関する法律施行令(平成十八年政令第二百十
二号)第一条第二項第四号

三 中小企業による地域産業資源を活用した事
業活動の促進に関する法律施行令(平成十九
年政令第九十四号)第一条第二項第九号

四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料
としての利用の促進に関する法律施行令(平
成二十年政令第二百九十六号)第八条第二項
第六号

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める
政令の一部改正)

第十三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を
定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の
一部を次のように改正する。

第七十九号の次に次の一号を加える。
第七十九号の二 技術研究組合法(昭和三十六
年法律第八十一号)

(産業活力再生特別措置法関係手数料令の一部
改正)

第十四条 産業活力再生特別措置法関係手数料令
(平成二十年政令第二百四十三号)の一部を次
のように改正する。
題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関
する特別措置法関係手数料令

第一項中「産業活力再生特別措置法」を「産
業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別
措置法」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十五条 職員の退職管理に関する政令(平成二
十年政令第三百八十九号)の一部を次のように
改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十一 株式会社産業革新機構
第三十一条に次の一号を加える。

六 株式会社産業革新機構
附則第七条に次の一号を加える。

二十五 株式会社産業革新機構
(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する
政令の一部改正)

第十六条 特定独立行政法人の役員の退職管理に
関する政令(平成二十年政令第三百九十号)の
一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。
六 株式会社産業革新機構
(経済産業省組織令の一部改正)

第十七条 経済産業省組織令(平成十二年政令第
二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「産業活力再生特別措置
法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に
関する特別措置法」に改める。

第五十八号第七号中「鉱工業技術研究組合法」
を「技術研究組合法」に改める。

(産業技術力強化法の改正に伴う経過措置)

第十八条 我が国における産業活動の革新等を図
るための産業活力再生特別措置法等の一部を改
正する法律第三条の規定による改正後の産業技
術力強化法第十七条第一項第五号、第七号及び
第九号に掲げる者に係る特許出願であつて我が
国における産業活動の革新等を図るための産業
活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の
施行の日前に特許をすべき旨の査定又は審決の
贈本の送達があつたものに係る特許料の減免又
は猶予については、同項の規定は、適用しない。

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、我が国における産業活動の
革新等を図るための産業活力再生特別措置法等
の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一
年六月二十二日)から施行する。

(産業技術力強化法施行令の改正に伴う経過措
置)

第二条 第二条の規定による改正前の産業技術力
強化法施行令(次項において「旧令」という。)

第三条に規定する独立行政法人であつて第二条
の規定による改正後の産業技術力強化法施行令
(次項において「新令」という。)第三条に規定
する独立行政法人でないものに係る特許出願で
あつてこの政令の施行の日前にしたものに係る
特許料及び手数料の減免又は猶予については、
なお従前の例による。

2 新令第三条に規定する独立行政法人であつて
旧令第三条に規定する独立行政法人でないもの
に係る特許出願であつてこの政令の施行の日前
に特許をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達
があつたものに係る特許料の減免又は猶予につ
いては、産業技術力強化法第十七条第一項の規
定は、適用しない。

内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣 塩谷 立
文部科学大臣 外添 要一
厚生労働大臣 石破 茂
農林水産大臣 二階 俊博
経済産業大臣 金子 一義
国土交通大臣

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す
る法律の一部の施行期日を定める政令をここに公
布する。

御名 御璽
平成二十一年六月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十六号
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改
正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、貸金業の規制等に関する法律等の一部
を改正する法律(平成十八年法律第一百五号)附
則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定
する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す
る法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日
は、平成二十一年六月十八日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公
布する。

御名 御璽
平成二十一年六月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十七号
金融庁組織令の一部を改正する政令
内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十
九号)第五十三条第四項及び第五項並びに第六十
三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)
の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び貸金業協会」を
「、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報
関及び指定試験機関」に改める。

第五条第一項中「総括審議官一人」を「総括審
議官二人」に、「五人」を「四人」に改める。

第十九条第一項第六号中「及び貸金業協会」
を「、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報
機関及び指定試験機関」に改める。

附則
この政令は、平成二十一年七月一日から施行す
る。ただし、第四条第一項第一号ネ及び第十九条
第一項第六号への改正規定は、貸金業の規制等に
関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年
法律第一百五号)附則第一条第三号に掲げる規定
の施行の日(平成二十一年六月十八日)から施行
する。

内閣総理大臣 麻生 太郎

御名 御璽
平成二十一年六月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改
正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、貸金業の規制等に関する法律等の一部
を改正する法律(平成十八年法律第一百五号)附
則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定
する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す
る法律の一部の施行期日を定める政令をここに公
布する。

御名 御璽
平成二十一年六月十二日
内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十八号
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改
正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、貸金業の規制等に関する法律等の一部
を改正する法律(平成十八年法律第一百五号)附
則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定
する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す
る法律の一部の施行期日を定める政令をここに公
布する。